

令和5年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省R5-34)

別紙1

施策名	目標7-4 環境保健に関する調査研究				担当部局名	環境保健部 環境安全課	作成責任者名 (※記入は任意)	吉川 圭子(環境安全課長)					
施策の概要	近年、温暖化や高齢化の影響で、熱中症による死亡者が高い水準で推移している状況を踏まえ、熱中症に関する普及啓発、改正気候変動適応法に基づく新たな制度の執行に係る検討等を実施する。				政策体系上の位置付け	7. 環境保健対策の推進							
達成すべき目標	あらゆる主体が熱中症予防行動をとるよう促すとともに、極端な高温の発生も見据え、改正適応法に基づく新制度を活用した対策を講じることで、熱中症による健康被害を抑えていく。				目標設定の考え方・根拠	改正気候変動適応法(令和5年4月公布)や熱中症対策実行計画(令和5年5月閣議決定)に基づき、熱中症対策の推進を図る。		政策評価実施予定時期	令和6年8月				
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値								測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
					R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度		
1	-	-	-	R12年度	-	-	-	-	-	-	-	-	熱中症に対する危険性や、熱中症警戒アラート発表時には気を付ける必要があることを認識した上で、熱中症予防行動を取ることが重要。特に水分・塩分補給やエアコン利用の徹底などの予防行動につなげることが必須。なお、目標最終年度は、熱中症対策実行計画(令和5年5月閣議決定)の目標年を設定するものとし、目標値設定に当たっては令和6年度から開始予定のアンケート結果を踏まえ精査していく。
2	-	令和6年度	50	R12年度	-	-	-	-	-	-	-	-	地域における対策の一層の強化のため、地方公共団体において ・熱中症警戒アラート等の活用、エアコン高齢者普及啓発の強化 ・改正気候変動適応法に基づく施策の実施 等これまで以上の地域における熱中症対策を強化を求めていく。 なお、目標最終年度は、熱中症対策実行計画(令和5年5月閣議決定)の目標年を設定する。
3	1295	令和4年度	650	R12年度	-	-	-	1200	1100	1000	900	900	令和5年5月に閣議決定した「熱中症対策実行計画」において、「中期的な目標(2030年)として、熱中症による死者数(5年移動平均死者数)について、現状から半減することを目指す。」としており、これを目標値として設定する。
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額) (百万円)			当初予算額 (百万円)	関連する 指標	達成手段の概要等						行政事業レビュー 事業番号	
	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度									
(1)	139 (125)	187 (172)	397 (367)	267	1, 2, 3	<達成手段の概要> 一般市民向け及び地方自治体向けの普及啓発に努めるとともに、地域の特性や関係者の連携を生かした具体的な地方自治体の取組を支援し、全国的に取組を展開していく。また、熱中症新制度の施行のため、熱中症警戒アラート等の効果的な運用や熱中症対策における避暑施設(クーリングシェルター)の設置・運用等について調査検討を進める。 <達成手段の目標> ・予防意識を向上させ、熱中症の発生を減少させる。 ・地域の特性を生かした具体的な取組を広げる。 ・熱中症新制度の施行のため、効果的な熱中症対策の運用等について検討する。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 熱中症対策についての意識を一層高め、熱中症予防行動の定着を図るとともに、地域の熱中症対策を強化していく。						0182	
施策の予算額・執行額	139 (125)	187 (172)	397 (367)	267	施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	・経済財政運営と改革の基本方針 2023(令和5年6月0日) ・新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画(令和5年6月0日) において熱中症対策を記載							